自治功労者の表彰式を挙行

村内の自治功労者及び公益のために特別にお尽しいただいた方々の表彰を、村の条例にもとづき去る五月三日役場に於いて挙行いたしました。

氏名	生年月日	住所	表彰理由
杉浦　ヒロ	大正四・三・三	石瀬	教育功労者　岩室小学校勤続十五年
本多　栄蔵	明治三六・二・九	岩室	役場職員勤続二十八年
寒河井独園	明治三・七・三	石瀬	徳行者　社会福祉事業の徳行者
梶原嘉栄智	明治三六・五・八	橋本	徳行者　郵便業務の徳行者
渡辺　昌二	明治三六・七・三	石瀬	徳行者　通算一一三、八〇〇円寄贈

表彰式は毎年定期的に挙行し、公務に尽されたり、また公益慈善事業等に特に功労顕著なものを表彰することとなっています。

今年度の被表彰者は次の通りであります。

（敬称略）

いつでも登録申請ができます
補充選挙人名簿

今迄選挙が執行される場合は一定の期間を定めて、補充選挙人名簿の登録の申請をして戴きましたが、法律の改正により、今後は何時でも名簿の登録申で出が出来ることとなり、そのため選挙のために特別の期間を定めて申請を取る制度がなくなりました。

御承知のように七月四日に参議院議員選挙が執行されますが、この選挙から有権者となるためには、六月九日までに申出をされなければ有権者となることが出来ませんので、該当者は早目に申出して下さい。

該当されると思われる者は次の通りであります。

一、年令二十年になった者。昭和十九年十二月二十二日以後昭和二十年六月十日までに生まれた者で、岩室村に三ヶ月以上住んでいるもの。

二、住所期間が三ヶ月以上となった者。昭和三十九年六月十六日以後昭和四十年三月九日までに岩室村に住所を移した者。

（昨年十月以後に住民登録をされた者は、その折申出書を提出して戴いてあります）

民生委員に
岡島藤吾氏

白鳥、西長島、横曽根、新谷、油島、高畑、西船越、潟上八地区担当民生委員であった斎藤、榊氏が一身上の都合で、三月三十日附で辞意を表されましたので、その後任委員に、高畑の岡島藤吾氏（明治三十六年五月十六日生。）が推薦され就任されました。

定期消防演習
五日和納小学校グラウンドで実施

村内を火災から守っております岩室村消防団員四〇九名の昭和四十年度定期総合消防演習が志気を増々向上させ、有事に供いて次により盛大に行なわれますのでお知らせ致します。

今年は特に火災が多発していることから今後とも村民一人一人が火災防止に特段の御協力をお願い致します。

なお演習終了後、特に功のあった四名が表彰されることになっています。

期日　六月五日

午前八時三十分

場所　和納小学校グラウンド

放水は午前十一時半頃から大字和納地内新川の土手附近に行なわれます。

被表彰者

日本消防協会長より

功労章　消防団長三富栄八

永年勤続章　第七分第二部副分団長宝輪儀一

火災の早期発見により消防団に協力したもの。

大字間瀬　宮川　スミ

大字間瀬　山下　ミヨ

御魂よ安かれ！
招魂祭執行される

和納地区　六月十日

岩室地区　七月二十一日

護国の為に陸に、海に将又空に散っていった方々の招魂の祭典は和納地区は六月十日。岩室地区は七月二十一日と決定し各地区の忠魂碑前に於いて神式で執行されます。

雨天の場合に於いては和納地区は、和納小学校。

岩室地区は、岩室西小学校が式場になります。

式典の開式時間は両会場とも、午前十時でありますから、多数の参列を望んでおります。

和納地区では、式後アトラクションとして、遠藤日の丸一行の浪曲・奇術・民謡・舞踊等が披露されます。

家屋の新改築や取壊しは役場へ連絡を

近年、建物の新、増改築取壊しが盛んに行なわれておりますことは、喜こばしいことであります。

不動産取得税（県税）や固定資産税（村税）に、直接関係あることは、御承知のとおりであります。

地方税法や県税条例に、申告の義務が定められていますが、自発的な申告は殆どなされていない現状です。

家屋を新築、増改築される場合は、村長を経て県へ申告することになっています。

正当な事由がなく申告しなかったり、虚偽の申告をしたりすると、三万円以下の過料に科せられるような規定さえあります。

新築家屋に対する固定資産税の減額（三年間半額）の規定も、これらの申告がなされないと適用されません。

又、建物を建て替えたり、取壊したりして規模が少なくなっても、尚、従前の税が課せられたりしますので、建物の状況に変動があった場合には、なるべく早く、役場の税務課へ相談して下さい。電話（一・一五六番）でも結構です。

住民のみなさんと役場が、密接な連絡をとりながら常に、正しい課税がなされるようにしたいものであります。

巻職安の斡旋により
田植援農者（刈羽郡高柳町）延二百人を受入れ

今年は春先よりの異常気象で、苗の成育が遅れ、田植が一定の時期に集中、競合したため田植力の不足は例年以上に深刻なものであった。

このような事態を幾分共緩和すべく田植援農者の斡旋方を巻職安に依頼したところ、刈羽郡高柳町より五月二十日より二十四日までの五日間で延二百人の応援を得ることが出来た。

援農者は村内の受入希望農家四十戸に各々分宿し、期間中誠心誠意田植労働に従事し大変喜ばれた。

今月から水道のメーター検針を

農家の就業相談は農委へ
農家労働力対策事業実施指定村に選定される

農家労働力問題は最近急激な変化をとげてきた。

いうまでもなく昭和三十年以降の高度経済成長が労働力をはげしく吸収し、昨今の不況も〝失業なき不況〟とまでいわれているように、全体として労働力問題は過剰から不足へと一八〇度転換しつつあり、農村における労働力問題も、兼業化の進行、後継ぎの確保難、出稼問題などに集中され、一昔前の過剰就業からくる二、三男対策問題からみると大きな変りようだ。

農業委員会が三十六年から労働力調整協議会を作り実施してきた農業就業構造改善対策事業はこうした過渡期の農業労働力問題に対して、唯一の対策として取り組んできた。

しかし、出発当初の問題意識は過剰人口を有利に他産業に就業させることにあったが、事態の推移は、それとは逆にいかにして労働力を確保するかという方向に向ってきた。

そこで四十年度から、今まで取り組んできた就構事業を刷新整備して画一的、抽象的なきらいのあったものを、農家の就業問題についての相談活動に重点をおいた具体的な活動に切替えようと、全国で千二百の最も農家労働力対策事業の実施の必要性が強い地域であり、且つ対策実施の能力があると共に、実施に対する熱意が強く、効果の期待のできる農業委員会を国は選定し、

①農業既就業者の他産業への就業を円滑にするための相談活動。

②農業後継者の確保養成を図るための相談活動。

③農繁期における労働力不足を解消するための相談活動。

④農業者の海外移住を推進するための相談活動。

などを積極的に推進することになった。

当村も、この「農家労働力対策事業」実施指定村となったので、今後皆様方に農業委員会を充分御利用下され、この事業の成果を期待するものであります。

年々増える
農地の移動と転用

農地の売買及び農地を農地以外に転用する場合は，無継ですることが出来ず農業委員会を経由して県知事の許可を受けてからしなければならぬことになっております。

昭和39年1月1日より12月31日までの1ケ年間に農業委員会で取扱った権利の移動，転用した数は次の通りです。

経営規模別移転件数と面積集計表

経営規模別	譲渡 件数	譲渡 面積	譲受 件数	譲受 面積
	件	歩	件	歩
3反未満	21	14.110	2	1.106
3 ～ 5反	22	16.505	29	16.619
5 ～ 7反	31	31.320	11	5.408
7 ～ 1町	30	30.910	12	10.925
1 ～1.2町	7	4.321	7	4.817
1.2～1.5町	13	16.915	9	8.908
1.5～ 2町	24	21.925	31	26.224
2 ～2.5町	32	29.718	51	39.007
2.5～ 3町	24	12.317	30	33.406
3 ～ 5町	36	30.503	61	62.124
合計	243	208.824	243	208.824

農地転用調

転用目的	件数	筆数	面積
			坪
住宅敷地	13	20	609
工場及附属建物敷地	3	7	1.649
営業用施設　倉庫敷地	5	8	3.036
農業用作業場敷地	2	2	51
山林	2	3	259
合計	25	40	5.604

毎月六日は食品衛生の日

食品衛生協会の西蒲原の総会が五月十日弥彦体育館で開かれ、毎月六日を食品衛生の日として食品衛生の徹底を期すことになりました。

六月は特に新潟国体成功を記念して六月六日を中心とした十日間を食品衛生旬間として食品衛生活動を推進することになっています。

総会の席上食品衛生関係で左のものが表彰されました。

食品衛生模範店舗

坂田屋　本間　十郎

食品衛生優良店舗

松葉屋　後藤　タキ

角　屋　佐藤賢之輔

有限会社百歳社

堀越与志男

優良従業員表彰

勤続十年以上

高島屋　鈴木　ハナ

松　屋　五十嵐レン

大橋屋　本間恵美子

角　屋　佐藤国三郎

勤続五年以上

富士屋　斎藤　房枝

小松屋　本間ハツ子

かねた　本間　克也

大橋屋　岡崎ヨシ子

湯元館　近藤キクイ

〃　佐藤　菊代

〃　海道　君枝

希望の本があったらどうぞ

○本の名